

# 建設 リサイクル

2012.冬号 Vol.58

## 特集

### コンクリート塊の リサイクルについて

～今後高いリサイクル率を  
維持できるのか？～

## 講演録

ニュース・フォーカス

クローズ・アップ

テクノロジー・トゥデイ

ほっとひと息 おとなりさんのエコ

## 泥土を適正に処理するための 指導者育成講座

野口 真一

一般社団法人泥土リサイクル協会事務局長

### キーワード ▶

建設汚泥、浚渫土砂、ヘドロ、リサイクル、有効利用、不法処理、排出事業者責任、判断指針、行政指導、ガイドライン

### 1 はじめに

一般社団法人 泥土リサイクル協会(愛知県稲沢市)は、「資源の有効活用と環境の保全を目指した啓蒙活動」のもと「適正な技術」を持って「確かな品質」で泥土をリサイクル”をスローガンに掲げ、建設汚泥リサイクルの幅広い普及・啓蒙活動を行政機関と連携し行ってきました。このたび、環境省が主管する「人材認定等事業」において、これらの活動が評価され、とりわけ現場技術者への環境教育の諸事項が「泥土を適正に処理するための指導者育成」として事業認定されました。

この制度は、環境省が環境保全活動や環境教育の現場において指導者不足、教育現場と環境教育の指導者のマッチング欠如等があるとして、その解決策として設けた制度で、人材認定等事業を行っている事業者の申請により、一定の基準を満たした事業について主務大臣が登録するものです。登録された事業については、国が、国民に対して積極的に情報提供することとなっています。主務大臣は、

環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の5大臣で、本協会事業の主務大臣は環境大臣となっております。

泥土リサイクルについては、国土交通省により、平成18年6月に『建設汚泥の再生利用に関するガイドライン』をはじめとする通知類が策定されてきました。しかしながら、建設汚泥再生およびその利用については、このような行政機関の積極的な奨励、努力にも拘らず現在のところ十分な成果が得られるには至っていません。その理由として、建設汚泥処理に関する法解釈が一律でないうえに再生品利用手続きが煩雑であり、加えて品質に対する信頼性が疑問視されるなど、手続き等の作業効率の利便性を優先し、環境問題などには全く配慮することなく最終処分場での廃棄処理を選択していることが挙げられます。これらの現状に鑑み、一般社団法人 泥土リサイクル協会(以下、本協会)は、法律等の解釈が不明瞭な点について、環境行政と情報交換や各種アンケートを実施し、それらを整理・体系化して「法規・法令等Q&A」や「泥土を適正に処理するための手引書」を

1ページ目のみ掲載しておりますので、続きは『建設リサイクル2012・冬号Vol.58』をご覧ください。